

投資信託累積投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社千葉銀行（以下「当行」といいます。）との間の、投資信託受益権の累積投資に関する取り決めです。

当行はこの約款にしたがって、累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

第2条（申込方法）

1. 申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって契約を申込むものとし、当行が応諾した場合に限り契約を締結するものとします。ただし、お客様が平成28年10月16日以前よりいずれかのファンドで累積投資口座を保有しているときは、平成28年10月17日以降、個別の累積投資型投資信託（以下、「個別ファンド」といいます。）の初回購入（募集）注文をもって契約を締結したものとします。
2. 契約締結後、個別ファンドの初回購入（募集）注文があった場合、当行はただちに個別ファンドの累積投資口座を設定します。

第3条（金銭の払込み）

1. 申込者は個別ファンドの買付にあてるため、個別ファンド毎に定められた買付申込単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。
2. スイッチング対象となる個別ファンドについては、第7条にかかる返還金を、他コースへ払込み（以下「乗換え」といいます。）できるものとし、全額をもって乗換える場合の買付申込単位は、前項1.にかかわらず、1円以上1円単位といたします。

第4条（買付時期・価額）

1. 当行は申込者から買付の申込があったとき、遅滞なく個別ファンドの買付を行います。
2. 前項の買付価額は買付約定日の価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
3. 買付けられた個別ファンドの所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付のあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条（振替決済口座の記載・記録）

この契約により買付けられた個別ファンドはすべて当行において投資信託受益権振替決済口座（以下「振替決済口座」といいます。）に記載又は記録します。

第6条（果実の再投資）

1. 振替決済口座に記載又は記録された個別ファンドの果実は、申込者に代わって当行が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって決算日の価額により買付けます。なお、この場合、買付の手数料は無料とします。
2. 定期引出対象となる個別ファンドについては、申込者は所定の手続により前項の買付の中止を申し出ることができるものとします。

第7条（返還）

1. 当行は、この契約に基づく個別ファンドについて、申込者からその返還を請求されたときに換金のうえ、その代金を返還いたします。
この場合の換金金額は、換金約定日の価額に基づくものといたします。
2. 前項の請求は、当行所定の手続によってこれを行うものとします。なお、当該請求のとき、当該返還金による第3条2.に掲げる乗換えを行う場合、当該返還金については、申込者にお支払いすることなく、ご指定のコースの買付払込金に充当いたします。

第8条（解約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき
 - (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - (3) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
2. この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく振替決済口座に記載又は記録された個別ファンドを第7条に準じて当行において、申込者に返還いたします。

第9条（申込事項等の変更）

1. 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続により、遅滞なく当行に届出いただきます。
2. 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第10条（投資信託受益権振替決済口座規定等の適用）

この約款に定めのない事項については、当行の投資信託受益権振替決済口座管理規定及び個別ファンドの目論見書により取り扱います。

第11条（その他）

1. 当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく個別ファンド返還代金の金銭を返還した場合
 - (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく個別ファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく個別ファンドの買付もしくは個別ファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合

第12条（約款の変更）

1. 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本約款を変更することができます。
2. 前項による本約款の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以 上